

# 令和2年度補正予算案の事業概要 (PR資料)

令和2年度補正予算案の事業概要全体資料については、以下のURLからご覧頂けます。  
[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei\\_yosan\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf)

**令和2年4月**

素形材産業室

# 日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (実質無利子・無担保・既往債務借換)

## 令和2年度補正予算額案 1兆442.0億円 <うち財務省計上5,421.0億円>

中小企業庁 金融課

03-3501-2876

経済産業政策局 産業資金課

03-3501-1676

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 令和元年度予備費により措置した、新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

#### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施します。
- また、新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、借換部分についても当初3年間0.9%の金利引下げを行うことで、月々の利息負担及び返済負担軽減を図ります。

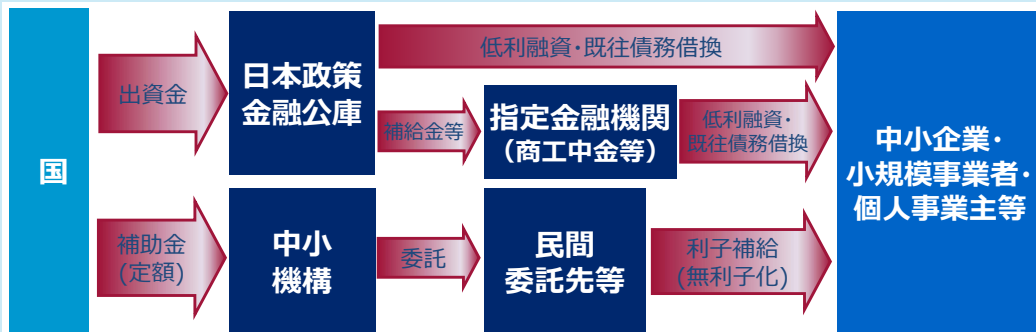
#### ②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

#### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（別枠）  
商工中金等（以下、危機対応）3億円

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

#### ②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件無し
- ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
- ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給上限：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下  
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

# 小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)

令和2年度補正予算案額 **29.0億円** (財務省計上)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。
  - ① 貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
  - ② 貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から▲0.9%引下げ
  - ③ 据置期間について、設備資金を4年以内、運転資金を3年以内に延長

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者です。

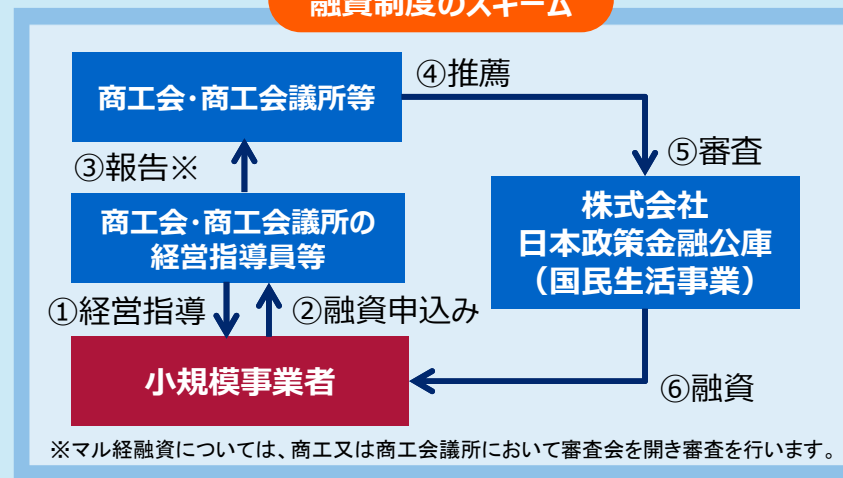
### 成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。



## 事業イメージ

### 融資制度のスキーム



### 貸付条件

#### <新型コロナウイルス対策特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：0.31%（令和2年3月10日現在）  
※当初3年間、経営改善利率より▲0.9%引下げ
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

#### <本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日現在）
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内  
(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)

# 民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度補正予算案額 **2兆7,014億円** <うち財務省計上 1兆2,062億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減します。一定の要件を満たした場合には、借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。

### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (1.5兆円)【経産省計上】



出資 (1.2兆円)【財務省計上】



## 事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県等が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

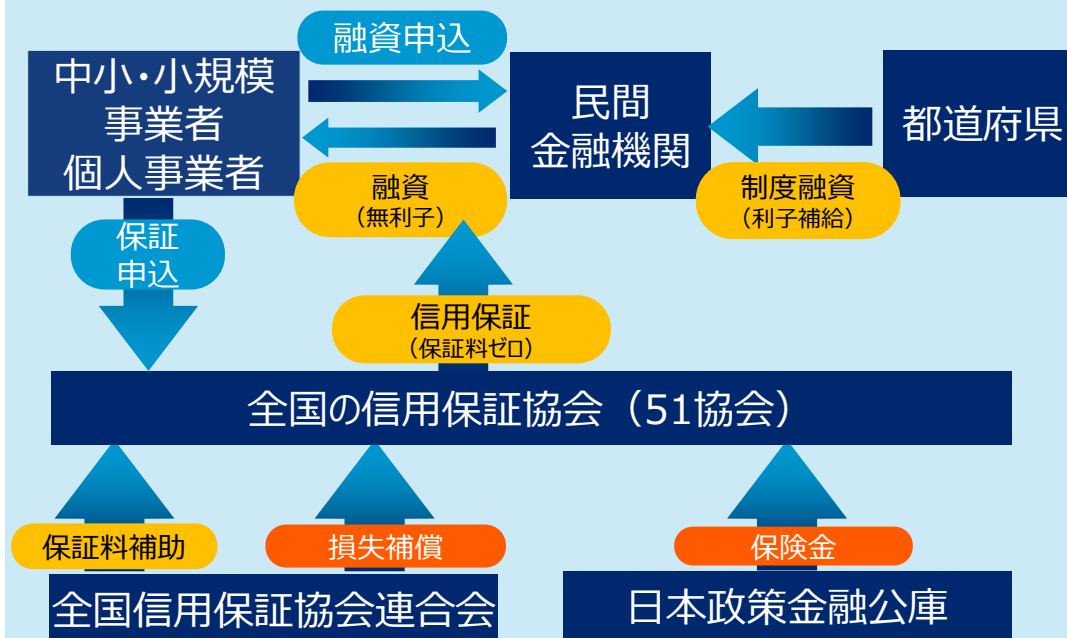
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：3000万円、



# 持続化給付金

令和2年度補正予算案額 **2兆3,176億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者等100万円を上限に、現金を給付いたします。

### 給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

### 給付額：

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、

法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給

※詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに公表

# 中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設

## 令和2年度補正予算案額 700億円

中小企業庁 技術・経営革新課  
中小企業庁 小規模企業振興課  
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816  
03-3501-2036  
03-3580-3922

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

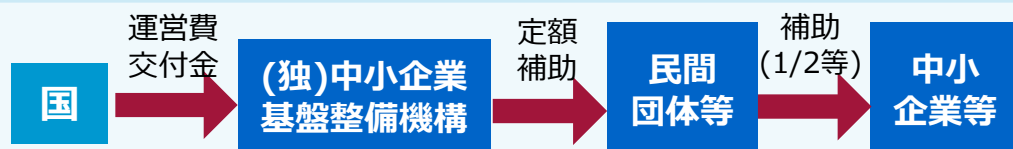
- 中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けます。
- 具体的には、新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者による、設備投資、販路開拓、IT導入等を優先的に支援します。

#### 成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。

※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 【各補助事業の拡充内容】

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）  
（補助上限：1,000万円、補助率：**1/2から2/3へ引上げ**）  
中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）  
（補助上限：**50万円から100万円へ引上げ**、補助率：2/3）  
小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）  
（補助額：30万～450万円、補助率：**1/2から2/3へ引上げ**）  
中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援します。

#### 【申請要件】

補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること

##### A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと  
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

##### B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと  
（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

##### C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること  
（例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

- 通年公募を行っている各補助事業の通常枠と同じスケジュールで公募を実施します。
- 本特別枠は、年度内に予定している締切に適用されます。

# 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業

令和2年度補正予算案額 **100億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルスの影響下にあっても、中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。仮に廃業を選択せざるを得なくなった場合であっても、経営資源の確実な承継を図ります。
- また、事業引継ぎ支援センターにおける「プッシュ型」の第三者承継支援によって承継ニーズの掘り起こしを徹底するほか、中小企業経営力強化支援ファンドを創設します。

### 成果目標

- 後継者不在事業者の経営資源の引継ぎ・第三者承継を後押しし、中小企業の雇用・技術を次世代へ引き継ぎます。
- 事業引継ぎ支援センターにおいて、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施し、事業再編によるサプライチェーン維持を図ります。
- 新たなファンドの創設により、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を後押しし、地域経済の維持を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### （1）経営資源引継ぎ補助金

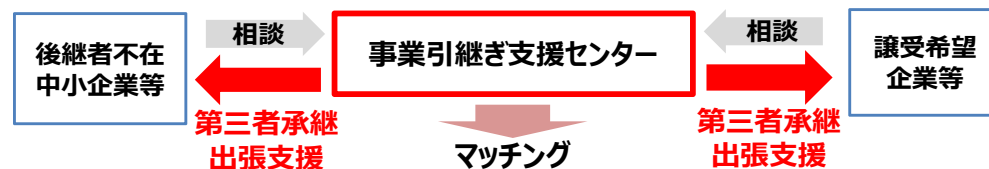
- 中小企業の第三者承継時の負担である、士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料・デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）を補助。
- 経営資源の一部を引き継ぐ場合における譲渡側の廃業費用を補助。

枠組	補助対象	補助率	補助上限額
<p>既存事業の廃業費用</p> <p>株式・事業</p> <p>専門家報酬</p>	<買い手> 専門家への報酬 (仲介手数料等)	2/3	200万円
	<売り手> 専門家への報酬 + 既存事業の廃業費用		650万円

※売り手のみ・買い手のみが申請し、補助を受けることも可能です

### （2）事業引継ぎ支援センターの体制強化

- 新型コロナウイルスの影響を受け、事業引継ぎ支援センターへ相談に来ることが困難な事業者や、第三者承継に関心のある者に対して、「プッシュ型」の第三者承継支援を実施。



### （3）中小企業経営力強化支援ファンド

- 新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携の新たな全国ファンドを創設し、再生と第三者承継の両面から支援。
- 事業引継ぎ支援センターとも連携し、経営力の強化とその後の成長を全面サポート。

# 中小企業再生支援協議会による事業再生・経営改善支援

中小企業庁 金融課  
03-3501-2876

## 令和2年度補正予算案額 80.0億円

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

##### 1. 中小企業再生支援協議会事業

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。
- 窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画の策定支援を行います。

##### 2. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

- 経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画策定を支援することにより、経営改善を促進します。

###### ① 経営改善計画策定支援

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を支援します。

###### ② 早期経営改善計画策定支援

資金繰り管理や採算管理といった、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が、金融支援等が必要になる前の早期段階で行う簡易な経営改善計画の策定を支援します。

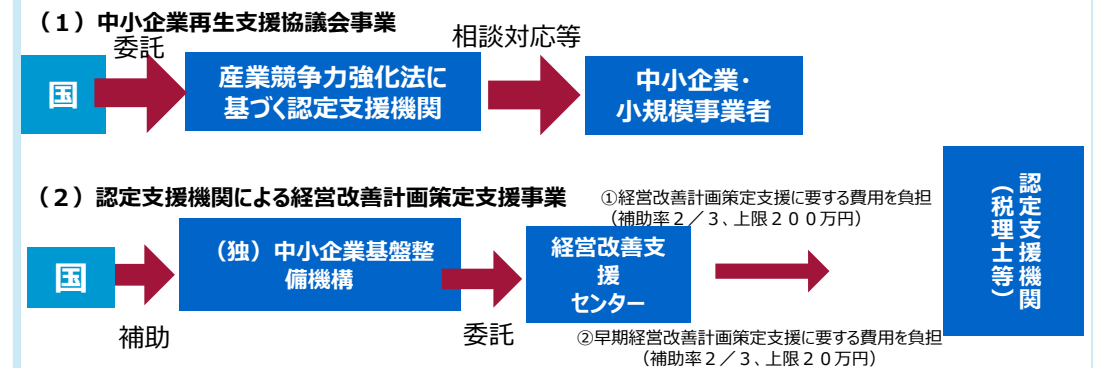
##### 3. 中小企業全国支援機能強化事業

- 中小企業再生支援協議会に対して、再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を実施することで、中小企業再生支援協議会の円滑な業務実施を支援します。

#### 成果目標

経営改善支援から再生支援まで一貫した支援により、新型コロナにより影響が生じた中小企業者の早期の事業改善を支援します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 1. 中小企業再生支援協議会事業

##### 特例リスケ計画策定支援

中小企業再生支援協議会（44箇所） 産業復興相談センター（3箇所）

##### 特例リスケジュール

- 事業改善の見通しの検討を待たず、全債権者に対して1年間の緊急特例リスケジュールを要請。
- 積極的にニューマネーを含めた金融機関調整・合意形成を実施。

##### フォローアップ

- 毎月のフォローアップ、必要なアドバイスを実施

##### 再生計画等策定支援

###### 事業再生支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

###### 債務整理支援

- 具体的な弁済計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

#### 2. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

##### 中小企業・小規模事業者

###### ① 経営改善計画策定支援

- 金融支援を伴う本格的な経営改善の取組みが必要

###### ② 早期経営改善計画策定支援

- 資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善取組みが必要

##### 申し込み

- 中小企業者と専門家である認定支援機関は、連名で各経営改善支援センター（47都道府県に設置）に利用申請

##### 認定支援機関による計画策定支援等

###### 計画策定支援等

- 認定支援機関は計画策定や、金融機関との協議などを支援
- 認定支援機関は早期段階における計画策定を支援
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助

##### フォローアップ

- 経営改善支援センターは、モニタリング費用の2/3補助
- 認定支援機関は定期的なモニタリングを実施



# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

令和2年度補正予算案額 **2,200億円**

## 事業の内容

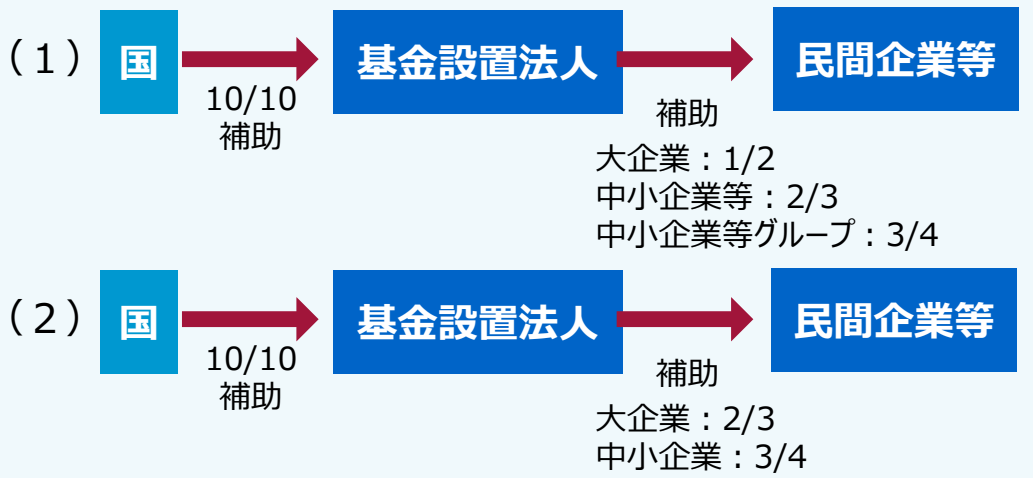
### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点等の国内回帰等を進めます。
- 具体的には、特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内への生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。

### 成果目標

- 国内への生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

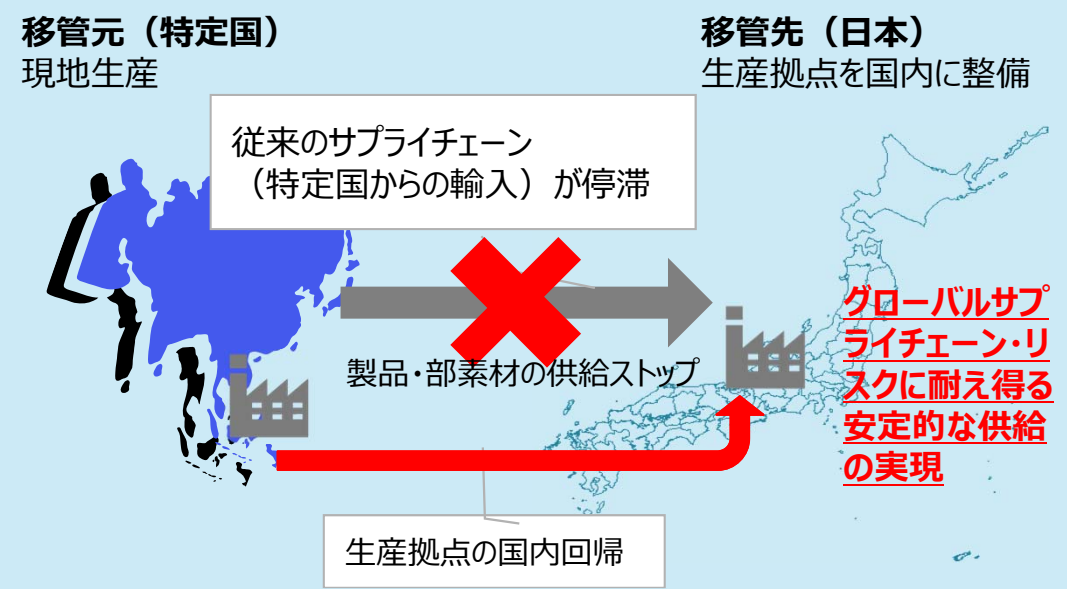


※補助対象経費：建物・設備の導入（F/Sを含む。）

## 事業イメージ

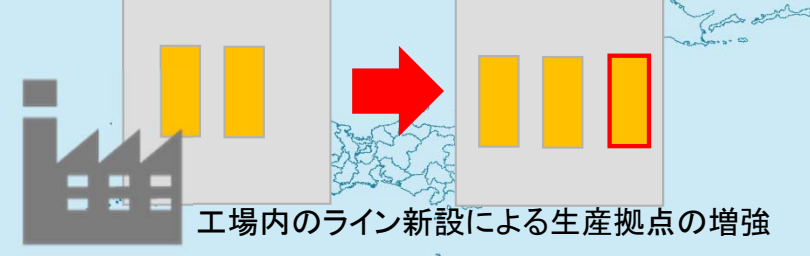
### (1) 特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備

(例) 特定国にあった生産拠点を日本国内に移転



### (2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品等の生産拠点等整備

(例) 輸入に依存していた製品等の内製化のための生産拠点整備



# 海外サプライチェーン多元化等支援事業

## 令和2年度補正予算案額 235.0億円

貿易経済協力局 貿易振興課  
03-3501-6759  
通商政策局 アジア大洋州課  
03-3501-1953

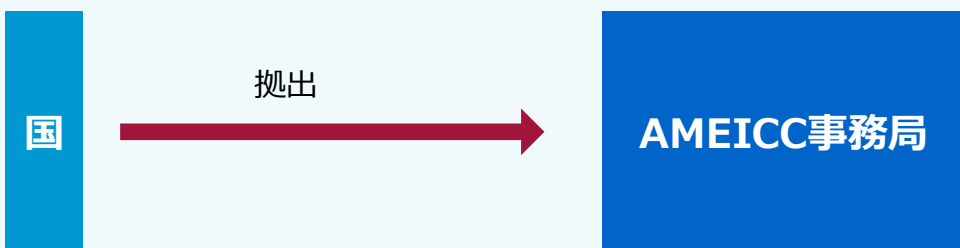
### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 日本企業が特定国に過度に依存しない強靱なサプライチェーンを構築するため、ASEAN等において、製造拠点の多元化等を行うことを目的とした設備導入・実証試験・FS調査等を支援します（自動車、電機製品等のサプライチェーンに加え、衛生用品等の供給体制多元化も含まれます）。
- 加えて、現地機関・企業との連携を通じ、デジタル技術を活用したサプライチェーン最適化・効率化を実現させるための実証・FS調査等とあわせ、ネットワーク構築を支援します。

#### 成果目標

- サプライチェーンの多元化等を図る日本企業の設備導入等を支援することで、特定国に過度に依存しない日本産業全体の強靱なサプライチェーンを構築します。

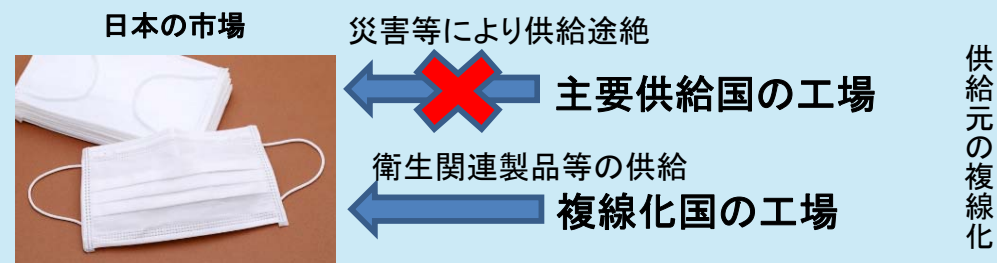


### 事業イメージ

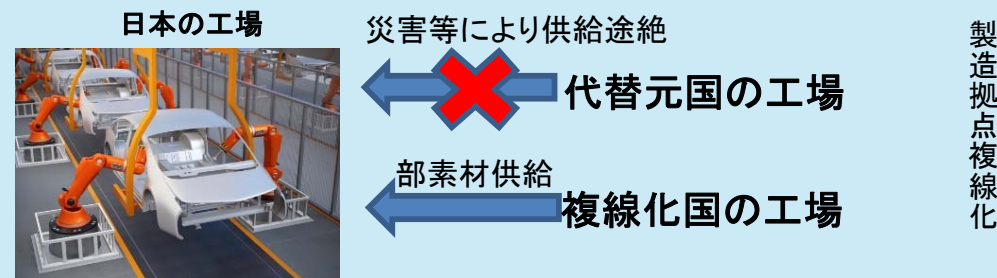
#### ASEAN等サプライチェーン強靱化支援

- 日本のサプライチェーンを強靱化するため、日本企業による代替元国から代替先国への海外製造拠点の複線化や生産拠点・ネットワークの高度化に向けた設備導入・実証・FS調査等を実施します。

##### ①衛生関連製品等の供給の多元化型：マスク等



##### ②サプライチェーン多元化型：自動車、電機、医療機器、レアメタル等



- 現地機関・企業との連携を通じ、デジタル技術を活用したサプライチェーン最適化・効率化を実現させるための実証・FS調査等を支援します。

# 国内外の中堅・中小企業等へのハンズオン支援

令和2年度補正予算案額 **10.0億円**

## 事業の内容

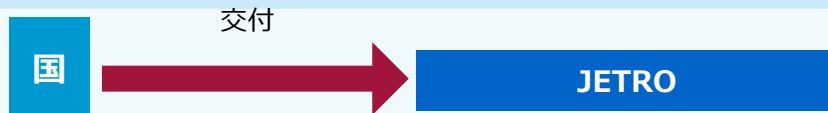
### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外に進出している日系企業や国内企業への様々な影響が懸念されます。
- 日本貿易振興機構（JETRO）では、新型コロナウイルス感染症の影響について特集サイトを作り、様々な情報を発信してきました。今後、各国の入国制限、輸送に関する規制、各国政府の支援策、事業活動の再開やサプライチェーンの見直しに係る相談がますます増加すると見込まれるため、相談体制や情報発信機能を強化します。
- また、日本に進出し、又は進出を検討している外資系企業向けに、新型コロナウイルス感染症のビジネス環境への影響等に関する多言語対応の相談窓口を設置。併せて、対日投資の風評被害を払拭する情報発信等を実施します。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内の高度外国人材にも多大な支障が生じています。そこで、JETROに設置している「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を活用し、プッシュ型支援等のきめ細かなケアを行います。

### 成果目標

- 中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2020年までに2010年比で2倍にするという政府目標に貢献します。
- 政府目標「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増」に貢献します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### （1）JETROの相談対応・情報提供業務の強化

- 海外事務所で対応する各分野の相談員を拡充します。
- これらの相談は、全てWEB会議やチャットを通じた相談でも対応できるよう整備を行います。
- 現地では、新型コロナウイルス感染症が与える各国のビジネスへの影響（通関、社会インフラ等）についてアンケート調査等を行い、ウェブサイトやウェビナー等を通じた情報提供を行います。また、国内では「新輸出大国コンソーシアム」を通じた支援を実施します。

### （2）地域の外国企業撤退防止策

- 日本国内の外資系企業から、日本政府の新型コロナウイルス感染症に対する方針・スケジュールがわかりにくい、今後のビジネス環境の見通しが分からないなどの声が多くあることから、JETROに日本国内の外資系企業向けの多言語対応の相談センターを設け、対応・情報発信を行います。
- また、今後、日本への進出・投資を検討している海外企業・スタートアップ企業に対して、風評被害払拭のための情報発信・広報を実施します。

### （3）高度外国人材活躍推進プラットフォーム

- 各省庁が連携して実施する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポータルサイトに、新型コロナウイルス感染症の特設サイトを設置し、在留資格等の手続に関する情報提供（英語や日本語での動画コンテンツ作成等）を強化します。
- また、企業が高度な知識や技能を持つ外国人材の採用を断念せざるを得ない状況に対応すべく、WEB面談等を駆使した採用手法や在留資格に関する手続の提示、採用後の高度人材に対するきめ細やかなケアを行います（専門家やコーディネーターによるすべての支援先にプッシュ型支援をハンズオンで行います）。
- さらに、外国人材の呼び込みの流れを途絶えさせることのないよう、日本企業で働く高度外国人材の活用事例を英語で広く世界に発信・提供します。

# 非対面・遠隔の海外展開支援事業

## 令和2年度補正予算案額 40.0億円

(1)貿易経済協力局 貿易振興課  
03-3501-6759  
(2)通商政策局 総務課  
03-3501-1654

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症拡大により、人の移動を伴う販路開拓が困難となり、中堅・中小企業の独力での海外展開がより困難になっています。
- そこで、中堅・中小企業が海外展開する際であっても、人の移動を伴わずに遠隔で事業が行えるよう、JETRO（日本貿易振興機構）による支援を強化し、中堅・中小企業による海外展開を拡大させます。
- 具体的には、海外の主要なEC（電子商取引）サイトに特設サイト「ジャパンモール」を設置することにより、地域の中小企業の商品の販路開拓を支援します。
- このほか、JETROにおいてオンラインでの商談会の取組等を進め、企業が非対面・遠隔での先進的な商談を行える環境を整備します。

#### 成果目標

- 中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を2020年までに2010年比で2倍にするという政府目標に貢献します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

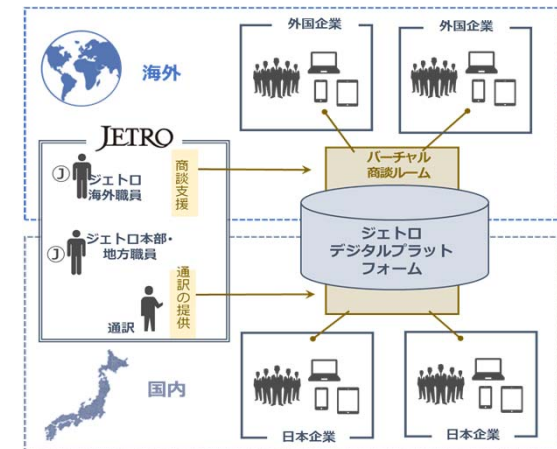
#### (1) 越境EC等利活用促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各国の消費は「外食」から「中食」「宅配」へ、インドア派へシフトしている中で、ECサイトでの商品等の取扱いを拡大する機会が到来しています。このため、JETROが主要な海外のECサイトに特設サイト「ジャパンモール」を設置し、地域の中堅・中小企業の商品の販路開拓を支援する取組等を拡大します。海外ECサイトが日本国内で商品を買取るため、人の移動を伴わずに実施可能です。



#### (2) デジタル空間における商談プラットフォームの構築・拡張

新型コロナウイルス感染症の影響で中止が相次ぐ「リアル」商談会や展示会等を代替するため、JETROにおけるデジタルプラットフォームの構築及びオンライン商談会の実現を図ります。



# 中小企業デジタル化応援隊事業

## 令和2年度補正予算案額 100億円

### 事業の内容

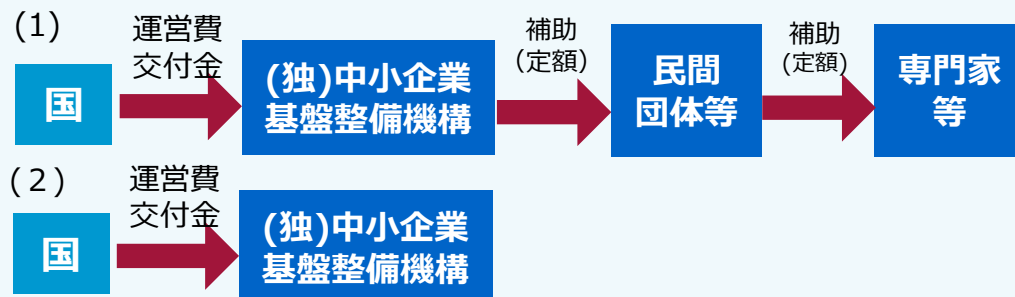
#### 事業目的・概要

- 感染症対応や働き方改革の必要性が高まる中、オンライン会議、ECサイト構築、クラウドファンディング、オンラインイベント、テレワーク、RPA等のデジタルツールに関心があってもノウハウがなく導入・定着に至らない中小企業が数多く存在しています。
- 手間はかかるが利幅の小さい、中小企業のデジタル化・IT活用について、専門的なサポートを充実させるため、フリーランスや兼業・副業人材等を含めたIT専門家を「中小企業デジタル化応援隊」として選定し、その活動を支援します。

#### 成果目標

- 中小企業のデジタル化対応を支援するIT専門家の活動を後押しし、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための前向きな投資を生産性向上に繋がります。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### (1) 民間IT専門家への補助事業

相談窓口や補助金があっても、デジタルツールの導入定着に至らない中小企業等も多いため、中小企業のデジタル化にかかるハンズオン支援を提供する民間のIT専門家（フリーランス、兼業・副業人材を含む）に対して、その定型業務の性質に応じて定額を補助します。

#### ●「中小企業デジタル化応援隊」の選定基準（例）

- ・中小企業基盤整備機構が提供する支援コンテンツ（使いやすいクラウドサービスを検索できる「ここからアプリ」等）を用いて中小企業のデジタル化を支援できる者
- ・中小企業のデジタル化を一定回数以上支援した実績を持つ者 等

#### ●補助スキーム

- ・IT専門家が、ECサイト構築やテレワーク導入相談等の支援サービスを中小企業に提供した場合に、定型業務毎に定める単価と支援実績等に応じて定額を補助します。（ただし、中小企業に一定の自己負担あり。）
- ・クラウドソーシング、専門人材派遣業者、副業・兼業人材マッチングプラットフォーム事業者等の民間事業者と連携し、中小企業のデジタル化を応援する人材を幅広く募ります。

※総務省のテレワークサポートネットワーク（仮称）と連携して実施

#### (2) 支援ツールやプラットフォームの整備

- ・中小企業が自ら経営課題を認識し、その解決に必要なITツールを選択するための「自己診断WEBツール」や「ツール導入ガイド」等のコンテンツを開発し、普及に取り組みます。
- ・民間事業者と連携し、中小企業向け「EC活用ガイド」等のコンテンツを作成する等、非対面型の販路開拓を支援します。